

イオン少額短期保険の現状

第17期 2022年度（令和4年度）決算

2023



イオン少額短期保険株式会社

ごあいさつ

平素より、イオン少額短期保険株式会社へのご愛顧とご支援に厚くお礼申し上げます。

私たちイオン少額短期保険株式会社は、イオングループの一員として、より身近に感じていただける保険商品を提供し、「保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続け、社会の安定と発展に貢献する」ことを経営理念に掲げ、その実現に取り組んでいます。

そして、お客さまの声に耳を傾け、最善のサービスを提供することに取り組み、お客さまの立場にたってビジネスを展開し、お客さまが抱える不安や課題を解決するための適切な商品開発を提供してまいりました。これからもますますお客さまの生活に安心をお届けできる保険商品やサービスの開発を進めてまいります。

これからも、皆さまが安心して私たちのサービスをご利用いただけるよう、一層の努力を重ねてまいります。

引き続き、イオン少額短期保険株式会社への変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2023年 7月

代表取締役社長 中山 浩子

会社の概要 (2023年3月31日現在)

- 商号 イオン少額短期保険株式会社
- 所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
- 設立 2007年1月
- 資本金 5.3億円（資本準備金5億円）
- 登録番号 関東財務局長（少額短期保険） 第6号
- 役員・従業員数 14名（役員4名 従業員10名）

目次

I. 会社の概要および組織

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
3. 沿革	4
4. 経営の組織	4
5. 株式・株主の状況	5
6. 役員の状況	5

II. 主要な業務の内容

1. 取扱商品	6
2. 保険の募集方法について	12
3. 保険金のお支払いについて	12

III. 主要な業務に関する事項

1. 2022年度経営環境と事業概況	13
2. 直近の3事業年度における主要な事業の状況を示す指標	15
3. 直近の2事業年度における事業の状況	16
4. 責任準備金の残高の内訳	23

IV. 運営に関する事項

1. リスク管理体制について	24
2. 法令遵守体制について	25
3. 個人情報の取扱いについて	26
4. 反社会的勢力に対する基本方針	32
5. 指定紛争解決機関について	32
6. 健康経営の取組について	32

V. 財産の状況

1. 計算書類	33
2. 保険金等の支払能力の充実の状況	41
3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益	41
4. 計算書類の会計監査人の監査	41

I. 会社の概要および組織

1 経営理念

イオン少額短期保険は、保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続け、社会の安定と発展に貢献します。

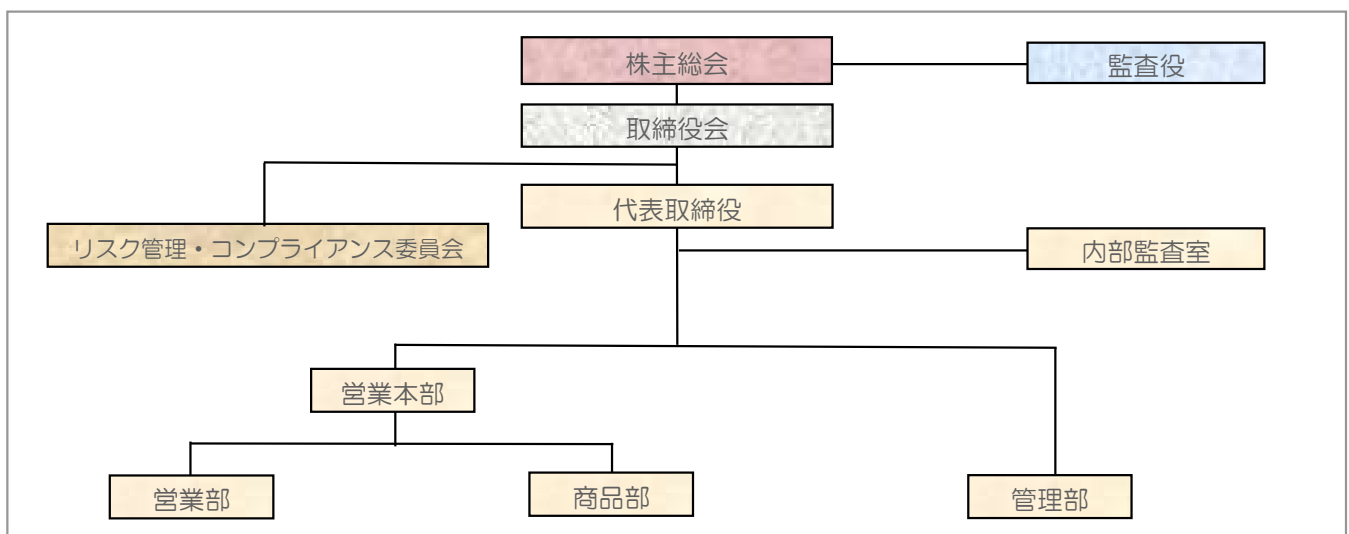
2 経営方針

- お客さまにご満足いただける、わかりやすい商品ときめ細やかなサービスを提供します。
- お客さまに信頼していただける、健全な組織体制・財務体制を維持します。
- 社員が個性を活かし、能力を発揮しつつ、一致団結して会社の目標を達成します。

3 沿革

- 2007年 1月 三菱商事株式会社およびエーオン アフィニティー ジャパン株式会社（現エーオン ジャパン株式会社）の出資により、MC少額短期準備株式会社を設立
- 2007年 11月 少額短期保険業登録を完了、同日付にて少額短期保険業を開始
- 2007年 12月 MC少額短期保険株式会社に社名を変更
- 2009年 2月 家財保険販売開始
- 2010年 7月 イオンクレジットサービス株式会社（現イオンフィナンシャルサービス株式会社）、イオン保険サービス株式会社が主要株主となる
- 2010年 9月 イオン少額短期保険株式会社に社名を変更
- 2010年 12月 事務所を千代田区神田錦町一丁目2番地1に移転
- 2011年 8月 事業用動産保険販売開始
- 2014年 3月 「イオンのペット保険」をイオンカード会員専用商品として販売開始
- 2016年 4月 事務所を千代田区神田錦町三丁目22番地に移転
- 2018年 10月 「イオンの家財保険賃貸プランwideプラス」を販売開始
- 2020年 2月 「イオンの新家財保険」を販売開始
- 2021年 6月 「健康増進型医療保険」を販売開始
- 2022年 9月 「自転車費用保険」を販売開始
- 2023年 5月 事務所を東京都文京区本郷一丁目10番9号に移転

4 経営の組織（2023年7月1日現在）



- 住所: 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番9号
TEL: 03-6778-5530(代表)
支店はございません。

5 株式・株主の状況（2023年3月31日現在）

■ 株式数・株主数

- 株式数 発行可能株式の総数： 38,400株
発行済株式の総数： 25,600株
- 当年度末株主数：2名

■ 主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
イオンフィナンシャルサービス株式会社	24,040株	93.9%
イオン保険サービス株式会社	1,560株	6.1%

6 役員の状況（2023年7月1日現在）

役職	氏名
代表取締役社長	中山 浩子
取締役	西川 博
取締役	齋藤 達也
監査役	井上 博史

II. 主要な業務の内容

1 取扱商品

■ 販売商品

- ・ 弊社は、“暮らしを支える手軽な保険”として、「個人生活総合保険」を販売しております。
- ・ 弊社の商品の保障内容は、全ての保障が、「パーツ」となっており、保障の組み合わせや保険金額等のさまざまなバリエーションによる商品を販売しております。

家財（生活用動産）保険

本保険の保険金の種類、支払事由、支払金額および支払限度は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額
(1) 家財損害保険金	次の事由により家財が損害を被った場合 1. 火災 2. 落雷 3. 破裂または爆発 4. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、 ひょう災または豪雪、なだれ等の 雪災 5. 建物外部からの物体の落下、飛来、 衝突、または倒壊 6. 給排水設備に生じた事故または 被保険者以外の者が占有する戸室で 生じた事故に伴う漏水、放水または 溢水による水濡れ 7. 騒じょうおよびこれらに類似の集団 行動または労働争議に伴う暴力行為 もしくは破壊行為	損害の額（ただし、1事故につ き保険証券記載の支払限度額 を限度とします。）。 なお、損害の額は再調達価額 により支払いますが、貴金属 等については、損害の額を時 価額にて計算し、1個または1 組の損害の額が30万円を超 える場合は、その損害の額を 30万円とします。
(2) 家財盗難保険金	家財の盗難、盗難によるき損、汚損	損害の額。ただし、1事故につ き保険証券記載の家財盗難保 険金支払限度額（50万円 円）を限度とします。
(3) 通貨・預貯金 証書盗難保険金	借用住居内における生活用通貨および小 切手または預貯金証書の盗難	損害の額。ただし、1事故につ き保険証券記載の通貨盗難保 険金支払限度額（20万円） を限度とします。
(4) 持出家財保険金	家財のうち、被保険者あるいは配偶者等 によって借用住居から一時的に持ち出さ れた家財に、日本国内の他の建築物内 において上記の家財損害保険金あるいは家 財盗難保険金の事故が発生した場合	損害の額。ただし、1事故につ き保険証券記載の家財盗難保 険金支払限度額（50万円） を限度とします。
(5) 水害保険金	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、高 潮、土砂崩れ等の水災によって、家財に 再調達価額の30%以上の損害が発生し た場合	損害の額の70%。ただし、 保険証券記載の水害保険金支 払限度額を限度とします。
(6) 臨時費用保険金	上記(1)家財損害保険金が支払われる場 合	家財損害保険金の30%に相 当する金額。ただし、保険証 券記載の臨時費用保険金支払 額を限度とします。
(7) 残存物取り片づけ 費用保険金	上記(1)家財損害保険金が支払われる場 合で、かつ損害を受けた保険の目的の残 存物の取り片づけに必要な費用を支出し た場合	実額。ただし、(1)家財損害保 険金の支払額の10%を限度 とします。

(8) 失火見舞金保険金	借用住居から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、き損、汚損の損害が発生した場合	損害の額。ただし、1 被災世帯あたり、保険証券記載の失火見舞金支払限度額とします。
(9) 修理費用保険金	家財損害保険金および家財盗難保険金の事故により、借用住居に損害が生じた場合で、かつ借用住居の賃貸借契約に基づき、被保険者または配偶者等の費用で現実に修理された場合	家財損害保険金の30%に相当する金額。ただし、保険証券記載の臨時費用保険金支払額を限度とします。
(10) 遺品整理費用保険金	被保険者または配偶者等が死亡したことにより、借用住居の賃貸借契約が終了する場合で、かつその死亡した者に代わって遺品整理を行うべき者が遺品整理のための費用を支出した場合	実額。ただし、50万円を限度とします。
(11) 借家人賠償責任保険金	借用住居が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、借家人賠償責任保険金をお支払いします。 ①火災 ②爆発または破裂 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ	法律上の損害賠償金のほか、弊社の書面による同意を得て支出した訴訟等に要した費用や示談交渉費用等。
(12) 個人賠償責任保険金	被保険者が保険期間中に日本国内において発生した次の各号に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の滅失、き損もしくは汚損（財物の損壊）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被られた場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。 ①保険証券の本人欄に記載される者の居住の用に供される保険証券記載住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する事故	法律上の損害賠償金のほか、弊社の書面による同意を得て支出した訴訟等に要した費用や示談交渉費用等。

ペット保険

1. 弊社は、被保険者が負担した診療費が次に掲げる両方にあてはまる場合は、その診療費に対して、次項に記載の保険金を支払います。
- (1) 対象ペットが傷病を被ったことによる診療費であること。
- (2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること。
2. 本保険の保険金の種類、支払事由および支払金額は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額
(1)入院費用保険金	対象ペットが傷病を被り、その直接の結果として入院した場合	被保険者の負担した診療費に保険証券記載の補償割合を乗じた額。 ただし、1日につき保険証券記載の入院費用保険金額を限度とします。
(2)通院費用保険金	対象ペットが傷病を被り、その直接の結果として通院した場合	被保険者の負担した診療費に保険証券記載の補償割合を乗じた額。 ただし、1日につき保険証券記載の通院費用保険金額を限度とします。
(3)手術費用保険金	対象ペットが傷病を被り、その治療を目的として手術を受けた場合	被保険者の負担した診療費に保険証券記載の補償割合を乗じた額。 ただし、1回の手術につき保険証券記載の手術費用保険金額を限度とし、1保険期間内の支払回数は2回を限度とします。
(4)診断書費用保険金	(1)から(3)の保険金の請求に際して、当会社が獣医師による診断書の提出を求め、被保険者が診断書作成費用を負担した場合	被保険者の負担した診断書作成費用。 ただし、診断書1通につき保険証券記載の診断書費用保険金額を限度とし、1保険期間内の支払限度額は保険証券記載の診断書費用年間支払限度額を限度とします。
(5)ペットホテル費用保険金	被保険者本人が、保険期間中に傷害または疾病の治療を目的として病院または診療所に入院し、この期間中に対象ペットをペットホテル等に預けたことによって被保険者がペットホテル費用を負担した場合	被保険者の負担したペットホテル費用。 ただし、1日につき3,000円限度とし、1保険期間内の通算支払限度日数は30日とします。
(6)ペット葬祭費用保険金	保険期間中に対象ペットが日本国内で死亡したことにより、被保険者が次に掲げる費用を負担した場合 (1)葬祭事業者で行った遺体処理費用または火葬費用 (2)葬祭事業者に委託した遺体搬送にかかわる費用 (3)寺院または霊園における読経および埋葬費用	被保険者の負担した左記の費用の合計額。 ただし、3万円を限度とします。
(7)個人賠償責任保険金	保険期間中に日本国内において発生した対象ペットの所有、管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	1回の事故につき、保険証券記載の個人賠償責任保険金支払限度額を限度として個人賠償責任保険金を支払います。 ただし、保険期間中に本条項により支払われる保険金の合計は、保険証券記載の合計支払限度額を限度とします。

自転車保険

本保険の保険金の種類、支払事由および支払金額は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額
(1) 傷害入院保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発生した事故による傷害を原因として、事故の日から180日以内に入院した場合	事故の日から180日以内の1回の傷害入院の入院日数について1日につき、保険証券記載の傷害入院保険金日額とします。
(2) 個人賠償責任保険金	被保険者が保険期間中に日本国内において発生した次の各号に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、もしくは配偶者等が保険期間中に日本国内において発生した次の各号に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して負った法律上の損害賠償責任を被保険者が負担することによって損害を被ったとき ① 被保険者または配偶者等の居住の用に供される保険証券記載の住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者または配偶者等の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、保険証券記載の個人賠償責任保険金支払限度額を限度として個人賠償責任保険金を支払います。ただし、保険期間中に本条項により支払われる保険金の合計は、保険証券記載の合計支払限度額を限度とします。
(3) ひったくり損害保険金	被保険者が日本国内において保険期間中に、ひったくり損害を被った場合。ただし、被保険者がひったくり損害を被った後、遅滞なく所轄の警察署に被害の届出を行ったことを条件とします。	被保険者が被ったひったくり損害の額（時価額）を支払保険金額とし、1回の事故につき5万円を限度とします。

健康増進型医療保険

本保険の保険金の種類、支払事由、支払金額および支払限度は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額	支払限度
(1) 傷害入院保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発生した傷害を原因として、入院した場合。ただし、保険証券記載の支払対象期間内の入院に限る。	保険証券に記載された傷害入院保険金日額×傷害入院の日数	保険証券記載の1入院限度日数（14・30・60日）を限度
(2) 疾病入院保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を原因として入院した場合。ただし、保険証券記載の支払対象期間内の入院に限る。	保険証券に記載された疾病入院保険金日額×疾病入院の日数	保険証券記載の1入院限度日数（14・30・60日）を限度
(3) 傷害手術保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として病院等において手術を受けた場合。ただし、保険証券記載の支払対象期間内の手術に限る。	(ア)入院中に受けた手術の場合	—
		保険証券に記載された傷害入院保険金日額×10	
		(イ)(ア)以外の手術の場合	
		保険証券に記載された傷害入院保険金日額×5	
(4) 疾病手術保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とする手術を病院等において受けた場合	(ア)入院中に受けた手術の場合	—
		保険証券に記載された疾病入院保険金日額×10	
		(イ)(ア)以外の手術の場合	
		保険証券に記載された疾病入院保険金日額×5	

自転車費用保険

本保険の保険金の種類、支払事由、支払金額および支払限度は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額	支払限度
(1) 自転車盗難費用 保険金	保険期間中に対象自転車が盗難された場合に、被保険者が負担する自転車の再取得費用等に対して、盗難費用保険金を支払う。ただし、保険契約者または被保険者が損害の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難の被害の届出をし、受理されたことを条件とする	5,000円（定額） ※保険金の受取方法は、保険金か提携する会社で利用できる保険金相当額のクーポンかのいずれかを被保険者が選択可能	保険期間中の支払は1回を限度（盗難費用保険金を支払った時には、その原因となった損害の発生したときに保険契約は終了する）
(2) 自転車修理費用 保険金（パンクのみ）	保険期間中に対象自転車のタイヤがパンク（※）した場合に、被保険者が負担する修理費用等に対して、修理費用保険金を支払う。 （※）不測の事故により、タイヤが損傷しタイヤの空気が抜けることをいう	1回の事故につき 1,000円（定額） ※保険金の受取方法は、保険金か提携する会社で利用できる保険金相当額のクーポンかのいずれかを被保険者が選択可能	保険期間中の支払は2回を限度
(3) 自転車修理費用 保険金（修理全般）	保険期間中に対象自転車が故障（※）した場合に、被保険者が負担する修理費用等に対して、修理費用保険金を支払う。 （※）電氣的・機械的事故または不測の事故により対象自転車に生じた不具合をいい、盗取による損害は含まない	1回の事故につき 1,000円（定額） ※保険金の受取方法は、保険金か提携する会社で利用できる保険金相当額のクーポンかのいずれかを被保険者が選択可能	保険期間中の支払は2回を限度

2 保険の募集方法について

- 保険の募集方法
 - ・ 保険の募集は、主に少額短期保険募集人による代理店募集とWEB申込等を中心とする直接販売方式により行われております。
- 保険募集体制
 - ・ 弊社の少額短期保険募集人については、少額短期保険募集人の資格の取得に加え、商品研修および商品販売に関するコンプライアンス事前研修を義務付けております。あわせて、定期的な継続研修プログラムにより、適切な募集体制の維持・管理を図っております。
- 勧誘方針
 - ・ 弊社は、保険業法、金融商品の販売に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令などを遵守し以下の基本方針およびお客さま本位の業務運営に関する取組方針に基づく販売活動に努めます。

お客さまへの保険販売・勧誘にあたって

勧 誘 方 針

- 弊社は、お客さまのニーズに沿った商品のご案内に努めます。
- 弊社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
- 弊社は、お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 弊社は、万が一保険事故が発生した場合には、迅速かつ確かな保険金支払いに努めます。
- 弊社は、お客さまの個人情報の適切な取り扱い・プライバシーの保護に努めます。
- 弊社は、お客さまのご意見・ご要望を真摯に受け止め、これらを反映した販売活動の推進に努めます。

3 保険金のお支払いについて

- 保険金のお支払体制について
 - ・ 弊社は、保険金支払い体制を強化し、迅速かつ適切な保険金のお支払いに努めています。
- 保険金請求センターの設置
 - ・ 保険金の請求や相談の専用窓口として保険金請求センターを設け、フリーダイヤルにて専門のスタッフが丁寧に対応し、サービスの向上に努めています。
- 支払査定および事実確認の体制
 - ・ 保険金のお支払いの可否の判断にあたっては、事実関係の調査・確認を充分に行う体制をとっています。
- 保険金の支払漏れの防止について
 - ・ 弊社では、保険金の支払漏れの防止策として、保険金請求のお客さまには、お客さまの全保障内容をご案内させていただき、ご連絡をいただいた内容以外にお支払いすべき保障内容がないか、あるいは契約継続のご案内時に保険事故発生の有無をご確認いただくようにしています。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1 2022年度経営環境と事業概況

(1) 事業の経過及び成果等

2022年度は引き続き新型コロナウイルスの感染拡大に対応するとともに、ビジネス環境の整備を行い、新しい生活様式や働き方に合わせた保険申込方法の確立・お客さま利便性の向上を行いました。

主力商品である、家財保険契約においては、契約継続の更新案内方法を見直し、契約者さまが分かりやすい内容で、更新内容をご確認頂きやすい案内方法へ変更致しました。これにより、大切な財産を守る家財保険の契約更新が行いやすくなりました。

ご希望のお客さまにはいつでもオンライン上で保険契約内容を確認できる「マイページ」を開設し、約3割のお客さまにご利用頂いており、今後さらに増えていく見込みでございます。このように、お客さまとのタッチポイントのデジタル化を促進することでお客さま満足度を高め、保有契約の拡大に取り組んでいます。

保険代理店さまの店頭においてもデジタルの活用が進んでいます。この多様化する代理店さまのビジネスに対応すべく、オンライン上で家財保険のお申込みができる環境を整えてまいりました。これにより、契約者さまや代理店さまの利便性が向上し、さらにペーパーレス化も推進されています。

各代理店さまとの接点確保を積極的に行い、様々なご要望やご意見を頂戴し、代理店さまとのより緊密な連携を可能にし、良好な関係を維持しております。

新規事業は、イオングループの本業に付随する保険として、「自転車費用保険」を発売致しました。これはイオンバイク社が従前より販売しているサービスの継続商品として、損保会社と協業し販売開始したものであり、2022年秋の発売開始以降5,000件以上の契約を頂いています。これらにより、イオン少額短期保険株式会社の2022年度収入保険料は518百万円（前年比112%）、保有契約件数は54千件（前年差+11千件）と事業規模を拡大することができました。

今後さらに、イオングループ小売業と連動し、お客さまの生活に貢献する少額短期保険ならではの保険商品を開発中であり、2023年度より順次リリースしてまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

(単位:千円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
収入保険料	401,471	463,027	518,996
生命保険・医療保険	33,892	32,331	31,058
死亡保険	7,205	7,287	7,247
医療保険	26,686	25,043	23,810
損害保険	367,578	430,694	487,938
火災・家財保険	199,728	238,235	271,220
賠償責任保険	135,626	160,006	181,992
費用保険	0	229	3,252
ペット保険	32,224	32,224	31,472
正味収入保険料	82,056	86,953	94,727
生命保険・医療保険	31,606	30,678	30,947
死亡保険	6,554	6,867	7,324
医療保険	25,051	23,810	23,622
損害保険	50,450	56,275	63,779
火災・家財保険	19,130	22,716	25,769
賠償責任保険	15,517	17,642	19,297
費用保険	0		3,249
ペット保険	15,802	15,917	15,462
利息および配当金収入	2	2	1
経常利益又は経常損失	18,325	△ 95,725	△ 171,280
当期純利益又は純損失	7,771	△ 97,427	△ 310,771
総資産	678,488	577,778	797,201
1株当たり当期純利益又は純損失	498円16銭	△ 6,245円37銭	△ 19,886円80銭

2 直近の3事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	893,473	932,477	970,848
経常利益又は経常損失	18,325	△ 95,725	△171,280
当期純利益又は当期純損失	7,771	△ 97,427	△310,771
資本金の額	280,000	280,000	530,000
発行済株式の総数	15,600 株	15,600 株	25,600 株
純資産額	366,841	251,636	440,865
総資産額	678,488	577,778	797,201
責任準備金残高	50,123	57,049	70,039
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	3,017.2 %	1,919.1 %	5,245.9 %
配当性向	-	-	-
従業員数	18 名	18 名	10 名
正味収入保険料の額	82,056	86,953	94,727

*1 純資産額は、保険業法上の純資産額を記載しております。

(保険業法第272条の4第1項第3号及び保険業法施行規則第211条の8による)

*2 従業員数は各年度末における人員数を示し、役員数は含めておりません。

*3 正味収入保険料の額については、(保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金)により算出しております。

3 直近の2事業年度における事業の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位:千円)

種目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	30,678	35.3 %	30,947	32.7 %
死亡保険	6,867	7.9 %	7,324	7.7 %
医療保険	23,810	27.4 %	23,622	24.9 %
損害保険	56,275	64.7 %	63,779	67.3 %
火災・家財保険	22,716	26.1 %	25,769	27.2 %
賠償責任保険	17,642	20.3 %	19,297	20.4 %
費用保険	0	0.0 %	3,249	3.4 %
ペット保険	15,917	18.3 %	15,462	16.3 %
合計	86,953	100.0 %	94,727	100.0 %

* 正味収入保険料の額については、（保険料－解約返戻金－その他返戻金）－（再保険料－再保険返戻金）により算出しております。

②元受正味保険料

(単位:千円)

種目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	32,197	7.2 %	30,889	6.2 %
死亡保険	7,273	1.6 %	7,206	1.5 %
医療保険	24,924	5.6 %	23,683	4.7 %
損害保険	411,890	92.8 %	464,711	93.8 %
火災・家財保険	227,162	51.2 %	257,526	52.0 %
賠償責任保険	152,668	34.4 %	173,028	34.9 %
費用保険	225	0.0 %	3,249	0.7 %
ペット保険	31,834	7.2 %	30,907	6.2 %
合計	444,088	100.0 %	495,600	100.0 %

* 元受正味収入保険料は、保険料－解約返戻金等により算出しております。

③支払再保険料

(単位:千円)

種目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	1,519	0.4 %	△ 58	0.0 %
死亡保険	405	0.1 %	△ 118	0.0 %
医療保険	1,114	0.3 %	60	0.0 %
損害保険	335,614	99.6 %	400,931	100.0 %
火災・家財保険	204,446	57.2 %	231,757	57.8 %
賠償責任保険	135,251	37.9 %	153,729	38.3 %
費用保険	0	0.0 %	0	0.0 %
ペット保険	15,917	4.5 %	15,445	3.9 %
合計	357,134	100.0 %	400,872	100.0 %

* 支払再保険料は、（再保険料－再保険返戻金）により算出しております。

④保険引受利益

(単位:千円)

種目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	△ 23,860	17.2 %	△ 22,856	9.9 %
死亡保険	△ 1,323	1.0 %	△ 3,684	1.6 %
医療保険	△ 22,536	16.2 %	△ 19,171	8.3 %
損害保険	△ 115,050	82.8 %	△ 206,895	90.1 %
火災・家財保険	△ 45,021	32.4 %	△ 110,543	48.1 %
賠償責任保険	△ 44,319	31.9 %	△ 85,056	37.0 %
費用保険	0	0.0 %	△ 2,160	0.9 %
ペット保険	△ 25,709	18.5 %	△ 9,134	4.0 %
合計	△ 138,910	100.0 %	△ 229,751	100.0 %

* 保険引受利益は、「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を引いて、「その他収支」を足して算出しております。

⑤正味支払保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	15,533	44.3 %	22,245	53.0 %
死亡保険	896	2.6 %	5,212	12.4 %
医療保険	14,636	41.7 %	17,032	40.6 %
損害保険	19,524	55.7 %	19,751	47.0 %
火災・家財保険	3,918	11.2 %	3,028	7.2 %
賠償責任保険	6,267	17.9 %	5,815	13.9 %
費用保険	0	0.0 %	18	0.0 %
ペット保険	9,338	26.6 %	10,888	25.9 %
合計	35,057	100.0 %	41,996	100.0 %

* 正味支払保険金は、（保険金等）－（回収再保険金）にて算出しております。

⑥元受正味保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	17,420	13.6 %	23,100	18.4 %
死亡保険	1,400	1.1 %	5,400	4.3 %
医療保険	16,020	12.5 %	17,700	14.1 %
損害保険	110,253	86.4 %	102,728	81.6 %
火災・家財保険	39,181	30.7 %	30,287	24.1 %
賠償責任保険	54,147	42.4 %	52,356	41.6 %
費用保険	0	0.0 %	18	0.0 %
ペット保険	16,924	13.3 %	20,066	15.9 %
合計	127,673	100.0 %	125,829	100.0 %

* 元受正味保険金は、（元受契約支払保険金等）－（元受契約にかかる求償）の計算式にて算出しております。

⑦回収再保険金

(単位:千円)

種目	年度	2021年度		2022年度	
		金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険		1,887	2.0 %	855	1.0 %
死亡保険		503	0.5 %	187	0.2 %
医療保険		1,383	1.5 %	667	0.8 %
損害保険		90,728	98.0 %	82,977	99.0 %
火災・家財保険		35,263	38.1 %	27,258	32.5 %
賠償責任保険		47,879	51.7 %	46,540	55.5 %
費用保険		0	0 %	0	0 %
ペット保険		7,585	8.2 %	9,177	11.0 %
合計		92,615	100.0 %	83,833	100.0 %

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

※該当事項はございません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

区分 \ 年度	2021年度			2022年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
生命保険・医療保険	50.6 %	121.5 %	172.1 %	71.9 %	92.5 %	164.4 %
死亡保険	13.0 %	98.9 %	112.0 %	71.2 %	73.7 %	144.9 %
医療保険	61.5 %	127.9 %	189.4 %	72.1 %	98.4 %	170.5 %
損害保険	34.7 %	248.4 %	283.1 %	31.0 %	366.7 %	397.7 %
火災・家財保険	17.2 %	260.4 %	277.6 %	11.8 %	498.2 %	510.0 %
賠償責任保険	35.5 %	292.0 %	327.5 %	30.1 %	449.0 %	479.1 %
費用保険	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.6 %	79.0 %	79.6 %
ペット保険	58.7 %	183.1 %	241.8 %	70.4 %	105.2 %	175.6 %
合計	40.3 %	203.6 %	244.0 %	44.3 %	277.1 %	321.4 %

*1 正味損害率は、（正味支払保険金/正味収入保険料）×100により算出しております。

*2 正味事業費率は、（正味事業費/正味収入保険料）×100により算出しております。

*3 正味事業費は、（事業費－再保険手数料）により算出しております。

*4 合算率は、（正味損害率＋正味事業費率）により算出しております。

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

区分 \ 年度	2021年度			2022年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
生命保険・医療保険	59.4 %	115.3 %	174.7 %	81.1 %	100.3 %	181.4 %
死亡保険	27.6 %	93.7 %	121.3 %	73.4 %	82.5 %	155.9 %
医療保険	68.6 %	121.5 %	190.1 %	83.3 %	105.5 %	188.8 %
損害保険	38.1 %	116.6 %	154.7 %	30.1 %	133.7 %	163.8 %
火災・家財保険	23.8 %	110.0 %	133.8 %	16.9 %	138.2 %	155.1 %
賠償責任保険	51.5 %	126.0 %	177.5 %	45.8 %	136.9 %	182.7 %
費用保険	0.0 %	0.0 %	0.0 %	3.6 %	386.2 %	389.8 %
ペット保険	69.7 %	117.5 %	187.2 %	51.0 %	78.0 %	129.0 %
合計	39.9 %	116.5 %	156.4 %	33.6 %	133.2 %	166.8 %

*1 発生損害率は、（出再控除前の発生損害額/出再控除前の既経過保険料）×100により算出しております。

*2 事業費率は、（事業費/出再控除前の既経過保険料）×100により算出しております。

*3 合算率は、（発生損害率＋事業費率）により算出しております。

*4 出再控除前の発生損害額は、（支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額）により算出しております。

*5 出再控除前の既経過保険料は、（元受正味収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額）により算出しております。

④出再を行った主要な再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	2021年度	2022年度
出再先保険会社の数	1 社	1 社
出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	100%	100%

⑤出再保険料の格付区分別構成割合

	2021年度	2022年度
格付区分	出再保険料における割合	出再保険料における割合
A 以上	100%	100%
B 以上	-	-
その他	-	-
合 計	100%	100%

*1 格付区分は、Standard & Poor's社の格付けを使用しております。

*2 2023年4月1日現在の格付けに基づいています。

⑥未収再保険金の額

(単位:千円)

	2021年度	2022年度
未収再保険金の額	30,800	25,151

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位:千円)

区分 \ 年度	2021年度			2022年度		
	普通 支払備金	IBNR 支払備金	合計	普通 支払備金	IBNR 支払備金	合計
生命保険・医療保険	3,397	1,399	4,797	3,393	2,187	5,581
死亡保険	480	0	480	0	0	0
医療保険	2,917	1,399	4,317	3,393	2,187	5,581
損害保険	8,621	2,024	10,645	7,597	2,238	9,835
火災・家財保険	1,306	122	1,428	1,934	94	2,028
賠償責任保険	3,876	327	4,203	4,934	438	5,372
費用保険	0	0	0	6	0	6
ペット保険	3,439	1,573	5,013	723	1,704	2,427
合計	12,019	3,423	15,443	10,991	4,425	15,416

＊ IBNR備金とは、既発生未報告支払備金のことであり、「保険業法施行規則第211条の52において準用する規則第73条第1項第2号の規定に基づく支払備金を定める件（平成18年3月10日金融庁告示第17号）」第2条の規定により算出しております。

② 責任準備金

(単位:千円)

区分 \ 年度	2021年度			2022年度		
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	合計
生命保険・医療保険	3,788	1,767	5,555	6,426	1,266	7,692
死亡保険	888	144	1,033	1,774	138	1,912
医療保険	2,899	1,623	4,522	4,651	1,128	5,779
損害保険	33,993	17,499	51,493	44,812	17,534	62,346
火災・家財保険	18,359	6,997	25,357	22,572	7,065	29,638
賠償責任保険	12,675	8,042	20,717	15,423	9,014	24,438
費用保険	0	0	0	2,667	150	2,817
ペット保険	2,958	2,460	5,418	4,148	1,303	5,452
合計	37,781	19,267	57,049	51,238	18,800	70,039

＊ 未経過保険料あるいは収支残のいずれか大きい金額を普通責任準備金として計上しております。

③ 利益準備金および任意積立金の区分毎の残高

該当事項はございません。

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	・ 正味発生損害額の増加額=正味既経過保険料 × 1% ・ 経常損失の増加額=増加する発生損害額

(単位:千円)

経常損失の増加額	2021年度	2022年度
	815	820

＊ 異常危険準備金等の取り崩しは考慮致しません。

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位:千円)

区分 \ 年度	2021年度		2022年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	176,187	30.5%	594,709	74.6%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	176,187	30.5%	594,709	74.6%
総資産	577,778	100.0%	797,201	100.0%

②利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円)

区分 \ 年度	2021年度		2022年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	2	0.00 %	1	0.00 %
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
小計	2	0.00 %	1	0.00%
その他	-	-	-	-
合計	2	0.00 %	1	0.00%

* 利回りは、収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

③保有有価証券の種類別の残高および構成比

該当事項はございません。

④保有有価証券の種類別の利回り

該当事項はございません。

⑤保有有価証券の残存期間別残高

該当事項はございません。

4 責任準備金の残高の内訳

■ 責任準備金の残高の内訳

当事業年度末における責任準備金の内訳は、以下の通りです。

(単位:千円)

種目 \ 区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	当期末 責任準備金
生命保険・医療保険	6,426	1,266	-	7,692
死亡保険	1,774	138	-	1,912
医療保険	4,651	1,128	-	5,779
損害保険	44,812	17,534	-	62,346
火災・家財保険	22,572	7,065	-	29,638
賠償責任保険	15,423	9,014	-	24,438
費用保険	2,667	150	-	2,817
ペット保険	4,148	1,303	-	5,452
合計	51,238	18,800	-	70,039

IV. 運営に関する事項

1 リスク管理体制について

■ リスク管理体制について

弊社では、少額短期保険事業者として健全かつ適切な業務の運営を確保することが経営の最重要課題であることを認識し、リスク管理規程を策定、また役職員一同は各種リスクについて把握、分析、評価を行い、適切なリスクコントロールを行います。

また、体制の維持のため内部監査機能の発揮、および保険計理人による定期的な確認を行います。これらが適切に管理されていることを確認するために、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。

■ 弊社に影響を与えるリスクについて

弊社に影響を与えるリスクは、以下のものです。

(1) 経営管理リスク

- ① 会社の法令遵守態勢、リスク管理態勢が適切になされていないことに起因して、経営に対する有効な規律付けが阻害されるリスク
- ② 会社の事業計画・収益計画に大きな障害が生じ、進捗が大幅に遅延することによる事業上のリスク
- ③ 経営資源の配分が適切になされていないことにより会社が被るリスク

(2) 保険引受リスク

- ① 適切な保険約款、適正な保険料率が設定されなかったなどの商品開発、改定におけるリスク
- ② 保険契約引受時に社内規定に定める引受がなされないことによる引受リスク
- ③ 再保険の適切な手配が行われないことによる再保険の出再に伴うリスク
- ④ 適切な責任準備金、支払備金等の積立が行われないことに伴うリスク
- ⑤ 適切な保険引受・審査態勢が整備されていないことに伴うリスク
- ⑥ 保険引受面で事業計画上の進捗管理と将来分析が適切になされていないことに伴うリスク

(3) 保険募集リスク

保険募集に関する法令等の遵守の重要性を理解し、保険募集の現状を的確に認識し、適正な保険募集管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討する。

- ① 適正な保険募集が行われていないことによるコンプライアンス上のリスク
- ② 販売網において個人情報漏えい・紛失するリスク
- ③ 保険募集人の登録・届出に伴うリスク
- ④ 保険募集資料等の表示が不適正・不適切であることによるリスク
- ⑤ 苦情・問合せ等に対する的確な対応がなされないリスク
- ⑥ 代理店・募集人等または募集提携先に対して適切な指導・教育がなされていないことに伴うリスク

(4) 流動性リスク

資産運用方法について法令および別途定める運用方法を遵守する。

- ① 保有する資産の価値が変動することに伴う市場リスク
- ② 資産運用先の倒産等に伴う信用リスク
- ③ 適切な資金繰り管理、流動性の管理が行われないことに伴う財務リスク

(5) オペレーショナルリスク

① 事務リスク

事務処理の運営にあたっては、法令および別途定める社内規定を遵守する。

- ・ 不祥事件の発生リスク
- ・ 適切な保険金支払が行われないリスク
- ・ 保険引受業務に伴う事務リスク
- ・ 適切な個人情報管理が行われない等により発生する顧客管理リスク
- ・ 適切な本人確認が行われない等により発生する顧客管理リスク
- ・ 外部委託先の管理が適切に行われないことにより発生するリスク
- ・ その他資金運用業務・一般管理業務に関する事務リスク
- ・ 災害発生時等の危機対応リスク

②システムリスク

- ・適切なシステム開発および運用が行われないリスク
- ・適切な管理態勢がとられないことにより、システムダウン等の障害が発生するリスク
- ・障害・災害等発生時に、適切な復旧対策が行われないリスク
- ・物理的・人的セキュリティ態勢およびデータ管理態勢の不備によりシステムの不正利用の発生や適切な情報の管理が行われないリスク

③法務・コンプライアンスリスク

経営の最重要課題のひとつと位置づけ、管理体系を構築し、関連規定等を整備する。

- ・法令等違反リスク（法令等の不遵守により損失を被るリスク）
- ・法律紛争リスク（法律紛争の発生により損失を被るリスク）

④人的リスク

- ・人事運営上の不公平・不公正、人材の流出・喪失、差別的行為等によるモチベーションの低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況等により、弊社が損失を被るリスク

⑤有形資産リスク

- ・災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、動産、不動産、設備、備品等の有形資産が物理的な毀損、損害を受けることにより、あるいはこのために業務環境が悪化することにより、弊社が損失を被るリスク

⑥風評リスク

- ・弊社について現実には生じた各種の事象、または虚偽の風説、悪意の中傷等が流布されることにより、結果的に弊社の信用、ブランド、イメージ、評判等が毀損され、弊社が有形無形の損失を被るリスク

(6) 保険金支払いリスク

保険金支払いリスクについては、保険金支払い規程、保険金支払いマニュアル等を遵守し、適切なリスク・コントロールを行う。

- ・保険金の支払い漏れ、支払い誤り、支払い遅延が発生することによるリスク

■ 再保険に係る方針

(1) 再保険会社名：トーア再保険株式会社

(2) 再保険を付す場合の方針および再保険カバーの入手方法

①再保険契約の出再にあたっては、必要性、遵守性、収益性、リスク度合等を総合的に検討します。

再保険手数料は元受保険契約における事業費の状況等を考慮し、適切かつ妥当なものとしします。

②再保険取引先の選定については、出再先再保険会社の保有する信用リスクにも十分留意し、適切な再保険会社を選定します。出再先は、所定の格付機関よりシングルA格以上を取得し、維持していることを要件とします。

(3) 台風による水害等の集積リスクについても上記再保険スキームでカバーされております。

2 法令遵守体制について

■ 法令遵守体制について

弊社は、保険という公共性の高い事業を行う者として、法令遵守の重要性を強く認識し、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。日頃よりこれら規程類の遵守状況や、役職員や募集人への教育を行い、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。弊社では、コンプライアンス遵守状況を管理するために、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。

3 個人情報の取扱いについて

弊社は、個人情報（個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」といいます。）を含みます。）の保護および適切な取扱いに関する弊社の考え方として、「プライバシーポリシー」（以下、「本ポリシー」といいます。）を制定し、公表いたします。

なお、本ポリシーは、弊社の最上位の社則である基本方針の一つといたします。

2. 弊社は、個人情報の保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）、および関係諸法令（各ガイドラインを含みます。）ならびに本ポリシーをはじめとする弊社の社則を遵守し、個人情報の適切な保護および取扱いに努めてまいります。
3. 弊社は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法に取得いたします。なお、特定個人情報等については、番号法で定められた場合に限り、収集し、保管いたします。
4. 弊社は、個人情報につき利用目的を特定し、当該利用目的の範囲で取扱うこととします。なお、個人情報保護法および番号法その他法令等により個人情報の利用目的が別に制限されている場合には、当該利用目的の範囲を超えた使用はいたしません。弊社の個人情報の利用目的は、「個人情報の取扱いについて」等に掲載しております。
5. 弊社は、予めご本人の同意をいただいている場合および法令等に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供することとはいたしません。なお、特定個人情報等については、番号法に定められた場合を除き、第三者に提供することとはいたしません。
6. 弊社は、個人情報に関し、情報の紛失、改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施いたします。また、個人情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先について適切に監督してまいります。
7. 弊社は、本ポリシーを適宜見直し、弊社の個人情報保護の体制および取組みの継続的な改善に努めてまいります。
8. 弊社は、個人情報を適切に取扱うため、役職員に対し、個人情報保護の重要性に関する研修・教育を実施いたします。
9. 弊社はいただいた開示請求等につき、適切かつ迅速に対応いたします。開示等のご請求の具体的な手続につきましては、次項の窓口にお問い合わせください。
10. 弊社の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速に対応いたします。ご意見・ご要望につきましては、以下の窓口までお申し出ください。

イオン少額短期保険株式会社 管理部
電話番号 03-6778-5530
受付時間：平日 9：00 ～ 17：00

個人情報保護方針

1. 個人情報の取得について

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

※弊社は、お客さまサービスの向上のため、お客さまよりのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として、電話による会話を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的について

弊社は、取得した個人情報を次の目的のために、必要な範囲内で利用します。

- (1) 保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い
- (2) 弊社または弊社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- (3) 弊社の業務に関する商品・サービスの充実や各種調査
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) イオングループ各社が扱う商品・サービスの案内
- (6) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 弊社社員の採用、従業員の雇用および人事管理
- (8) ビデオカメラ等の映像記録による防犯や安全管理

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、お客さまの同意なくお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取り扱いを委託する場合
- ・再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等へ必要な情報を提供する場合
- ・保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

4. 個人情報の共同利用について

弊社は、次の(1)②および(2)②に定める共同して利用する者との間でお客さまの個人データを適切な保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。なお、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

(1) イオンフィナンシャルサービス グループ各社との共同利用

① 共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等の属性情報、商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等の取引情報、店番号、口座番号等の取引の管理に必要な情報、与信判断の結果、資料その他の与信判断および与信管理に関する事項（ただし、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報を除きます。）、ご家族に関する情報、ご勤務先、ご職業に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、お客さまの情報通信端末に関する情報および Cookie 等を利用して取得する情報（ウェブビーコン、UID、その他の技術を含みます。）、公開情報その他のお客さまの属性に関する事項

② 共同して利用する者の範囲

以下の会社（以下、「AFS グループ各社」といいます。）と共同利用いたします。

（共同して利用する者）

イオンフィナンシャルサービス株式会社ならびに同社の国内連結子会社および国内持分法適用関連会社（ただし、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。）なお、同社の国内連結子会社および国内持分法適用関連会社は、以下のサイトに記載されております。

[AFS グループ各社によるお客さまの個人情報の共同利用]

https://www.aeonfinancial.co.jp/activity/governance/privacy/afsgroup_detail

③ 利用する者の利用目的

- (i) 経営上必要な各種リスクの把握および管理のため
- (ii) 各種商品やサービス等に関するご提案やご案内のため
- (iii) お客様に対する与信判断、与信後の管理および債権回収その他自己との取引上の判断のため
- (iv) 各種商品やサービス等の企画・開発のため

④ 当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア
代表取締役社長 藤田 健二

(2) イオン各社との共同利用

① 共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、店番号、お客様との間の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、収入・支出に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他のお客様の属性に関する事項

② 共同して利用する者の範囲

以下の会社と共同利用いたします。なお、共同して利用する者が新たに追加された場合は、弊社のホームページ等で公表するものとします。

(共同して利用する者)

- ・AFS グループ各社
- ・イオン株式会社
- ・イオンリテール株式会社
- ・イオンマーケティング株式会社
- ・その他イオン株式会社の有価証券報告書記載の連結対象会社、および持分法適用会社
(ただし、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に基づく対外告知を実施済みの会社を対象とします。)

③ 利用する者の利用目的

- (i) 各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- (ii) 各種商品やサービス等の企画・開発のため
- (iii) 各種商品やサービス提案のためのお客様のデータ分析のため

④ 当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア
代表取締役社長 藤田 健二

(3) 各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

(1) AFS グループ各社および(2) イオン各社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用につきましては、以下のお問い合わせ窓口に対して、お客様からの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止いたします。

(共同利用の中止に関するお問い合わせ窓口)

イオンフィナンシャルサービス株式会社 業務委託先
イオン銀行コールセンター フリーダイヤル 0120-13-1089
(受付時間) 9:00~21:00 年中無休

5. ウェブサイトの利用について (クッキーポリシー)

弊社が運営するウェブサイト(以下、「弊社ウェブサイト」といいます。)では、お客様に一層便利にご利用いただくためおよびよりよいサービスをご提供するため、「クッキー」という技術を取り入れております。「クッキー」とは、お客様がウェブサイトへアクセスする際に、ウェブブラウザを通してお客様の端末に一定のテキストファイル(情報)を格納し、次回お客様が同一のウェブサイトへアクセスする際にお客様を識別できるようにする技術のことです。セキュリティの確保やお客様へ適切な情報を提供することを目的に使用しています。お客様は「クッキー」の使用を制限することができますが、その場合、一部サービスがご利用になれないことがございます。クッキーの使用停止方法については、ご使用になっているブラウザのヘルプをご覧ください。

- Microsoft EdgeでCookieを削除する
<https://support.microsoft.com/ja-jp/help/4027947/microsoft-edge-delete-cookies>
- Google ChromeでCookieの削除、有効化、管理を行う
<https://support.google.com/chrome/answer/95647?co=GENIE.Platform%3DDesktop&hl=ja>
- iPhone、iPad、iPod touchでSafariから閲覧履歴とCookieを消去する
<https://support.apple.com/ja-jp/HT201265>。

(1) Google Analytics使用について

弊社ウェブサイトでは、弊社ウェブサイト改善のために、お客さまからのアクセスを分析するツールとしてGoogle Analyticsを使用しています。

Google Analytics利用規約<http://www.google.com/analytics/terms/jp.html>

Googleプライバシーポリシー<https://policies.google.com/technologies/partner-sites>

6. センシティブ情報のお取り扱い

弊社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、同ガイドラインに掲げる場合を除き、機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する情報）を取得、利用または第三者提供いたしません。

7. 特定個人情報の取扱いについて

弊社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。

8. 個人情報保護法に基づく個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示等の手続について

弊社で保有するお客さまご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」という。）の求めがあった場合には、下記受付窓口までご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、原則書面にて回答致します。

(1) 受付窓口

イオン少額短期保険株式会社

管理部

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番9号

電話番号 03-6778-5530 FAX 03-6778-5534

(2) 受付時間

平日 9:00~17:00

(3) 受付方法

管理部へのお電話、または郵送

[ご注意] 開示に応じることができない場合

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、当該求めに係わる個人情報の全部または一部について開示を行わないことがあります。開示を行わないことを決定した場合には、その旨・理由を付記してお知らせいたします。

- 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 法令に違反することとなる場合

(4) 申込者の範囲

- 本人
- 法定代理人
- 任意代理人

(5) 必要書類

- ・個人情報開示申込書
- ・本人確認書類

開示に際し、ご準備いただく書類は下記のとおりとなっております。

※下記A群から1点コピーを提出いただきます。A群の書類が提出できない場合は、下記B群から2点コピー（(3)～(6)は作成日から3カ月以内の原本）を提出いただきます。

※本人確認書類は、有効期限内のもの、現在有効なものに限ります。

※郵送の場合は、氏名・生年月日・住所（顔写真がある場合はその箇所も）がわかるようにコピーの上、添付して郵送してください。また、運転免許証の住所が変更されている場合は、裏面もコピーの上、添付して郵送してください。

A群	B群
(1) 運転免許証	(1) 各種健康保険証
(2) 運転経歴証明書	(2) 各種年金手帳
(3) 旅券（パスポート）	(3) 印鑑登録証明書
(4) 各種障がい者手帳	(4) 戸籍謄本または戸籍抄本
(5) 在留カード	(5) 住民票
(6) 特別永住者証明書	(6) 公共料金の領収済領収書または請求書
(7) 写真付き住民基本台帳カード	
(8) 個人番号カード（表面のみ）	

- ・代理人資格確認書類

- ・親権者： 本人と関係が証明できる戸籍謄本
- ・後見人： 本人との関係が証明できる戸籍謄本、または裁判所の選任決定書（写）
- ・任意代理人： 委任状および本人の印鑑登録証明書

(6) 手数料

開示に関する手数料は無料です。

ただし、印鑑登録証明書等の発行に関する手数料、および郵送料はお客さまのご負担となります。

(7) 開示内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、契約年月、保険契約の種類、商品名、保険金額、保険期間

(8) 訂正等・利用停止等について

弊社は、保有個人データの内容につき事実と異なることが判明した場合、内容の訂正、追加または削除等に応じます。

9. 個人データの安全管理措置について

弊社は個人情報に関し、情報の紛失、改ざんおよび漏えい等の防止のため、以下のとおり適切な安全管理措置を実施し、個人情報を適切に管理します。

(1) 基本方針

個人情報の適正な取扱いを確保し、質問および苦情処理の窓口をお知らせするため、プライバシーポリシーを策定します。

(2) 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除等について、取扱方法、責任者・担当者等を定めた個人情報保護規則を策定します。

(3) 組織的安全管理措置

①個人情報の取扱いに関する責任者（個人情報管理責任者）を設置します。

②個人情報を取扱う従業員および当該従業員が取扱う個人情報の範囲を明確化します。

③法や社内規則に違反している事実または兆候を把握した場合の個人情報管理責任者への報告連絡体制を整備します。

④個人情報の取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門や外部の者による監査を実施します。

(4) 人的安全管理措置

- ①個人情報の取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施します。
- ②個人情報について秘密保持に関する事項を就業規則等に記載します。

(5) 物理的安全管理措置

- ①個人情報を取扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止するための措置を講じます。
- ②個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。

(6) 技術的安全管理措置

- ①アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報の範囲を限定します。
- ②個人情報を取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。

(7) 外的環境の把握

外国において保管する個人情報について、当該外国の個人情報の保護に関する制度を把握したうえで適切に安全管理措置を実施します。

10. お問い合わせ窓口

弊社の個人情報の開示等、あるいは個人情報の取扱いに関する一般的なご相談やお問い合わせについては、次の窓口までご連絡ください。

＜個人情報の開示・訂正・削除・苦情・相談等の窓口＞

イオン少額短期保険株式会社 お客様相談室（責任者：お客様相談室長）
 所在地: 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番地9号
 電 話: 03-6778-5530
 F A X: 03-6778-5534
 受付時間: 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

4 反社会的勢力に対する基本方針

弊社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

- 弊社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- 弊社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 弊社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行います。
- 弊社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- 弊社は、反社会的勢力の不当要求に対する役職員の安全を確保します。

5 指定紛争解決機関について

- 弊社の少額短期保険業務にかかる指定紛争解決機関について
一般社団法人日本少額短期保険協会では、保険業法に基づく「指定紛争解決機関」の指定認可を得ております。少額短期保険業者との間で生じた問題が解決できない場合は、同協会にて開設されております「少額短期ほけん相談室」が、公正かつ中立な立場から和解の斡旋・解決支援を行っております。

- 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）
フリーダイヤル 0120-82-1144
FAX 03-3297-0755
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
受付日 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

6 健康経営の取組について



弊社は、経済産業省と日本健康会議※が共同で行っている認定制度「健康経営優良法人2023（中小規模法人部門）」に認定されました。
2023年度も禁煙の推進や精密検査の受診率向上等、引き続き健康経営を推進し、積極的に取り組んでまいります。

※日本健康会議：国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し、行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体です。

V. 財産の状況

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

年度		2021年度	2022年度	年度		2021年度	2022年度
科目		2022年 3月末現在	2023年 3月末現在	科目		2022年 3月末現在	2023年 3月末現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		176,187	594,709	保険契約準備金		72,492	85,491
現金		-	-	支払備金		15,443	15,451
預貯金		176,187	594,709	責任準備金		57,049	70,039
有価証券		-	-	代理店借		12,894	12,281
国債		-	-	再保険借		99,360	109,870
地方債		-	-	短期社債		-	-
その他の証券		-	-	社債		-	-
有形固定資産		1,778	0	新株予約権付社債		-	-
土地		-	-	その他負債		141,394	148,693
建物		-	-	借入金		-	-
建物附属設備		478	-	未払法人税等		1,074	2,290
器具及び備品		1,299	0	未払金		41,832	59,290
リース資産		-	-	未払消費税		-	1,091
建設仮勘定		-	-	リース債務		45,404	32,580
その他の有形固定資産		-	-	未払費用		1,100	3,370
無形固定資産		126,852	-	賞与引当金		5,921	7,810
ソフトウェア		85,477	-	役員業績報酬引当金		2,600	-
のれん		-	-	預り金		1,785	1,225
リース資産		41,375	-	資産除去債務		975	981
その他の無形固定資産		-	-	仮受金		40,699	40,052
代理店貸		-	-				
再保険貸		110,348	109,241				
その他資産		144,394	79,251				
未収金		93,774	69,341				
未収保険料		-	-	負債の部合計		326,141	356,336
前払費用		43,160	4,145	(純資産の部)			
未収収益		-	-	資本金		280,000	530,000
仮払金		-	-	新株式申込証拠金		-	-
差入保証金		4,532	4,135	資本剰余金		250,000	500,000
貯蔵品		2,927	1,628	資本準備金		250,000	500,000
繰延税金資産		4,216	-	その他資本剰余金		-	-
供託金		14,000	14,000	利益剰余金		△278,363	△589,134
				利益剰余金		-	-
				その他利益剰余金		△278,363	△589,134
				繰越利益剰余金		△278,363	△589,134
				自己株式		-	-
				自己株式申込証拠金		-	-
				株主資本合計		251,636	440,865
				その他有価証券評価差額金		-	-
				繰延ヘッジ損益		-	-
				土地再評価差額金		-	-
				評価・換算差額等合計		-	-
				新株予約権		-	-
				純資産の部合計		251,636	440,865
資産の部合計		577,778	797,201	負債・純資産の部合計		577,778	797,201

＜貸借対照表注記事項＞

(1) 重要な会計方針

- ①有形固定資産の減価償却の方法：建物附属設備は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。
なお、器具及び備品の耐用年数は、4～6年としております。
- ②無形固定資産の減価償却の方法：定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）の耐用年数は、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ③リース資産の減価償却の方法：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④賞与引当金：従業員に対する賞与に備え支給見込み額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。
- ⑤役員業績報酬引当金：役員に対する業績報酬に備え当事業年度末における支給見込み額を計上しております。
- ⑥消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。但し資産にかかる控除対象外消費税等はその他資産に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。
- ⑦保険料等収入に係る収益計上：保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第211条の46に基づき、責任準備金に積み立てております。再保険収入は、再保険契約に基づく受取事由が当期に発生したもののについて、これに定める金額により計上しております。
- ⑧保険金等支払金に係る費用計上：保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第211条の47に基づき、期末において支払義務が発生したもの、または、未だ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、保険金等を計上していないものについて、支払備金を積み立てております。再保険料は、再保険契約に基づく支払事由が当期に発生したもののについて、これに定める金額により計上しております。
- ⑨責任準備金の積立方法：期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条及び保険業法施行規則第211条の46に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第272条の2第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条及び保険業法施行規則第211条の52に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。また、責任準備金のうち異常危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第211条の46に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第211条の51に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(2) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

- ①金融商品の状況に関する事項：資金運用については短期的な預貯金に限定しております。
- ②金融商品の時価等に関する事項：預貯金及び未収金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額は12,706 千円となっております。

(4) 関係会社に対する金銭債権は5,802 千円、金銭債務は10,736千円となっております。

(5) 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は以下のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産の発生原因	繰越欠損金	115,985
	その他	42,204
	繰延税金資産小計	158,189
	評価性引当額	△158,189
	繰延税金資産合計	0

(6) リース契約により使用する重要な無形固定資産は、基幹システム、契約申込WEBシステムであります。

(7) 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 66,222千円となっております。

(8) 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）金額は 337,954千円となっております。

(9) 1株当たりの純資産額 17,221円 31銭となっております。

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	2021年度 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで	2022年度 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで
経常収益	932,477	970,848
保険料等収入	847,733	911,010
保険料	463,027	518,996
再保険収入	384,706	392,013
回収再保険金	92,615	83,833
再保険手数料	275,381	287,516
再保険返戻金	16,709	20,664
資産運用収益	2	1
利息及び配当金等収入	2	1
その他経常収益	84,741	59,836
支払備金戻入額	-	-
代理店手数料収入	61,646	59,314
業務受託料収入	22,740	-
雑収入	355	522
経常費用	1,028,203	1,142,129
保険金等支払金	520,456	570,762
保険金等	127,673	125,829
解約返戻金等	18,938	23,396
再保険料	373,844	421,536
責任準備金等繰入額	13,734	12,998
支払備金繰入額	6,809	8
責任準備金繰入額	6,925	12,989
資産運用費用	488	845
支払利息	488	845
事業費	493,466	557,427
営業費及び一般管理費	427,536	482,291
税金	36,274	38,820
減価償却費	29,654	36,314
その他経常費用	56	94
経常利益又は経常損失	△95,725	△171,280
特別損失	-	133,373
減損損失	-	133,373
契約者配当準備金繰入額	-	-
税引前当期純利益又は当期純損失	△95,725	△304,654
法人税及び住民税	1,505	1,900
法人税等調整額	196	4,216
法人税等合計	1,702	6,116
当期純利益又は当期純損失	△97,427	△310,771

＜損益計算書注記事項＞

(1) 収益および費用に関する金額

- ① 正味収入保険料は 94,727千円となっております。
- ② 正味支払保険金は 41,996千円となっております。
- ③ 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は、14,883千円となっております。
- ④ 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 63,668千円となっております。
- ⑤ 利息および配当金収入の資産源泉別内訳は、普通預金受取利息 1千円となっております。

(2) 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

① 資産をグルーピングした方法

当社は保険事業の用に供している固定資産について、保険事業全体で1つの資産グループとしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

当社では、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなっており、資産の収益性が低下し、投資額の回収が見込めない状況となったことから、上記の資産グループの回収可能価額を零として、帳簿価格全額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:千円)

有形固定資産	建物付属設備	452
	器具及び備品	682
無形固定資産	ソフトウェア	73,559
	リース資産	29,553
その他資産	前払費用	29,126
合計		133,373

(3) 1株当たりの当期純損失の額は19,886円80銭となっております。

< 関連当事者との取引に関する事項 >
(2022年4月1日～2023年3月31日)

親会社

イオンフィナンシャルサービス(株)

(単位:千円)

議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
被所有 直接 93.90%	役員の兼任 業務の委託	第三者割当増資による新株発行(注)	500,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

* 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 弊社の行った第三者割当増資を、イオンフィナンシャルサービス株式会社が1株につき、50,000円で引き受けたものであります。

兄弟会社

イオンクレジットサービス(株)

(単位:千円)

議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
-	保険料収納業務委託	保険料の収納代行	99,944	未収金	9,529
		収納代行手数料(注1)	2,455	-	-

ACSリース(株)

(単位:千円)

議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
-	リース契約	基幹システム等リース債務の返済	12,824	リース債務	32,580
		基幹システム等リース債務に対する支払利息(注2)	364	-	-
	支払委託契約	支払委託契約の総額	34,814	未払金	28,279
		支払委託契約に基づく返済	6,534		
		支払委託契約に対する支払利息(注2)	480	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

* 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 収納代行手数料は、業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。

(注2) リース契約及び支払委託契約に関する利息は市場金利等を勘案して協議の上で決定しております。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	年度	2021年度 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで	2022年度 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュフロー			
保険料の収入		457,937	520,998
再保険による収入		360,076	405,099
保険金等支払による支出		△ 125,755	△ 125,629
解約返戻金等支払による支出		△ 18,939	△ 27,694
再保険料の支払による支出		△ 370,582	△ 410,767
事業費の支出		△ 568,872	△ 556,771
その他		101,500	0
小 計		△ 164,635	△ 194,763
利息及び配当金の受領額		3	1
利息の支払額		△ 489	△ 846
契約者配当金の支払額			
その他		53,689	124,192
法人税等の支払額		△ 1,389	△ 3,078
営業活動によるキャッシュフロー		△ 112,821	△ 74,494
II 投資活動によるキャッシュフロー			
預貯金の純増減額		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		-	-
有形・無形固定資産の取得による支出		△ 28,484	△ 7,278
資金及び保証金の差入れによる支出		-	△ 68
資金及び保証金の差入れによる収入		-	362
その他		-	-
投資活動によるキャッシュフロー		△ 28,484	△ 6,984
III 財務活動によるキャッシュフロー			
借入による収入		-	-
借入金の返済による支出		-	-
社債の発行による収入		-	-
社債の償還による支出		-	-
株式の発行による収入		-	500,000
自己株式の取得による支出		-	-
配当金の支払額		-	-
その他		-	-
財務活動によるキャッシュフロー		-	500,000
IV 現金および現金同等物に係わる換算差額			
V 現金および現金同等物の増加額		△ 73,787	418,522
VI 現金および現金同等物期首残高		249,974	176,187
VII 現金および現金同等物期末残高		176,187	594,709

(4) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科目	年度	2021年度 2021年 4月1日から 2022年 3月31日まで	2022年度 2022年 4月1日から 2023年 3月31日まで	科目	年度	2021年度 2021年 4月1日から 2022年 3月31日まで	2022年度 2022年 4月1日から 2023年 3月31日まで
株主資本				株主資本合計			
資本金				当期首残高		349,064	251,636
当期首残高		280,000	280,000	当期変動額			
当期変動額				新株の発行		-	500,000
新株の発行		-	250,000	剰余金の配当		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	当期純損失・純利益		△97,427	△310,771
当期変動額合計		-	-	自己株式の処分		-	-
当期末残高		280,000	530,000	当期変動額合計		△97,427	△310,771
				当期末残高		251,636	440,865
資本剰余金				評価・換算差額等			
資本準備金				その他有価証券評価差額金			
当期首残高		250,000	250,000	当期首残高		-	-
当期変動額				当期変動額			
新株の発行		-	250,000	株主資本以外の項目の		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	当期変動額(純額)		-	-
当期変動額合計		-	-	当期変動額合計		-	-
当期末残高		250,000	500,000	当期末残高		-	-
その他資本剰余金				繰延ヘッジ損益			
当期首残高		-	-	当期首残高		-	-
当期変動額		-	-	当期変動額			
当期変動額合計		-	-	株主資本以外の項目の		-	-
当期末残高		-	-	当期変動額(純額)		-	-
資本剰余金合計				当期変動額合計		-	-
当期首残高		250,000	250,000	当期末残高		-	-
当期変動額				土地再評価差額金			
新株の発行			250,000	当期首残高		-	-
減資による繰越損失の補填			-	当期変動額			
当期変動額合計			-	株主資本以外の項目の		-	-
当期末残高		250,000	500,000	当期変動額(純額)		-	-
				当期変動額合計		-	-
				当期末残高		-	-
利益剰余金				評価・換算差額等合計			
利益準備金				当期首残高		-	-
当期首残高		-	-	当期変動額			
当期変動額				株主資本以外の項目の		-	-
剰余金の配当		-	-	当期変動額(純額)		-	-
当期変動額合計		-	-	当期変動額合計		-	-
当期末残高		-	-	当期末残高		-	-
その他利益剰余金				新株予約権			
繰越利益剰余金				当期首残高		-	-
当期首残高		△180,935	△278,363	当期変動額			
当期変動額				株主資本以外の項目の		-	-
剰余金の変動		-	-	当期変動額(純額)		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	当期変動額合計		-	-
当期純損失・純利益		△97,427	△310,771	当期末残高		-	-
当期変動額合計		△97,427	△310,771	純資産合計			
当期末残高		△278,363	△589,134	当期首残高		349,064	251,636
利益剰余金合計				当期変動額			
当期首残高		△180,935	△278,363	新株の発行		-	500,000
当期変動額				剰余金の配当		-	-
剰余金の配当		-	-	当期純損失・純利益		△97,427	△310,771
減資による繰越損失の補填		-	-	自己株式の処分		-	-
当期純損失・純利益		△97,427	△310,771	株主資本以外の項目の		-	-
当期変動額合計		△97,427	△310,771	当期変動額(純額)		-	-
当期末残高		△278,363	△589,134	当期変動額合計		△97,427	△310,771
				当期末残高		251,636	440,865

2 保険金等の支払能力の充実の状況

■ ソルベンシー・マージン比率

- 当事業年度末における責任準備金の内訳は、以下の通りです。

(単位:千円)

	2021年度	2022年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	270,904	459,666
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	251,636	440,865
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	19,267	18,800
④ 一般貸倒引当金	-	-
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-	-
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
⑪ 控除項目（一）	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	28,231	17,524
保険リスク相当額	23,744	8,738
R1 一般保険リスク相当額	6,187	6,065
R4 巨大災害リスク相当額	17,556	2,673
R2 資産運用リスク相当額	7,518	12,844
価格変動等リスク相当額		
信用リスク相当額	1,761	5,947
子会社等リスク相当額		
再保険リスク相当額	4,652	5,804
再保険回収リスク相当額	1,103	1,092
R3 経営管理リスク相当額	937	647
ソルベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}	1,919.1%	5,245.9%

3 取得価額または契約価額、時価および評価損損益

■ 有価証券

- 該当事項はございません。

■ 金銭の信託

- 該当事項はございません。

4 計算書類の会計監査人の監査

■ 会計監査人監査

- 有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受け、独立監査人の監査報告書を受領しております。